



平成27年7月3日

各 位

会 社 名 東建コーポレーション株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼会長 左右田 稔
コード番号 1766
(東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先
責任者役職名 広報IR室 室長
氏 名 尾崎 健太郎
連 絡 先 052-232-8000

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年7月29日開催予定の第39回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第29条(取締役の責任免除)及び第38条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成27年7月29日(水) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成27年7月29日(水) |

以上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>